

ネットワーク

がんばってまーす

長崎市における公害苦情相談処理について

長崎県長崎市環境政策課

主査 笹田 知紀



はじめに

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置し、市の中心部は、三方が小高い山々に囲まれ、ただ一方の南西のみは、市街地へ湾入した長崎港を控えています。遠くは江戸時代に遡り、当時は日本で唯一の外国貿易港として栄え、出島をはじめとする当時を偲ぶ文化財等も多く存在します。



稲佐山からの夜景

また、山々に囲まれた地形は美しい景観を作り出し、特に夜景では香港、モナコに並び「世界新三大夜景」の地として、来崎いただいた多くの皆様にその情景を堪能していただいています。一方で山がちな地形は特に丘陵部における人口減を引き起こしており、昭和50年代に45万人を記録した人口は平成25年度末現在で約43万6千人と、昭和60年頃から減少傾向に転じており、周辺町との合併により一時的に増加したものの、引き続き減少傾向が続いています。

長崎市における公害苦情は年間140件程度で推移しています。その内訳は騒音が約40%、水質汚濁と悪臭がそれぞれ約25%、大気汚染が約9%、振動や土壌汚染はそれぞれ約1%程度です。

本稿では、本市における公害苦情を分類し、それぞれの公害苦情処理を行うにあたっての具体的な対策や留意点について例示させていただきました。これまでも繰り返し紹介されている事例ではありますが、本市と同規模の地方公共団体の公害苦情処理担当者の現場対応の一助になれば幸いです。



出島を望む

1 法令の規制基準が適用される事業場等を対象とする場合

(1) 騒音規制法に定める特定建設作業

騒音苦情の中で最も典型的なものは、騒音規制法の特定建設作業の一つであるさく岩機です。敷地境界線における騒音レベルが規制基準を超過する場合も多いです。具体的な対策は防音シートや矢板などを設置した遮音です。なるべく隙間を作らないことが重要で、効果が少ない場合は二重に

します。なお、苦情者がマンションなどさく岩機のバックホウより高層に居住している、或いは法面を施工するため防音シートの十分な高さを確保できない場合があります。この場合、他のバックホウのアームや移動式の簡易な防音シートを設置し、さく岩機のなるべく直近で遮音することです。それでも岩質が固い場合や周囲の地理的条件により規制基準を超過する場合がありますが、その場合は、法に基づく施工時間の制限の他、膨張材の使用、芹矢打ち、ニブラーやリッパーの使用などで研回数を減らすなどの対策があります。しかし、施工期間を延ばすことになることから、住民の被害感や施工者の経済的負担をいわずらに増すことにつながり、現実的でない場合も多いかと思われます。

(2)騒音規制法に定める特定施設及び地方公共団体の「横出し条例」に定める指定施設

騒音苦情の中で次に典型的なものは、騒音規制法の特定施設の一つである送風機、或いは地方公共団体の「横出し条例」の指定施設である冷凍機やクーリングタワーです。いずれも送風機を発生源とするものですが、送風機については吸音ダクトや消音器の設置で吸音や消音を行うとよいと思われれます。また、冷凍機やクーリングタワーについては防音壁設置による遮音やサイレンサーを設置するとよいでしょう。このような対策を行う場合、共鳴等の問題が発生する場合や防音壁の高さの検討が必要な場合もあるので、状況に応じて周波数分析を行うことが重要であると思われれます。なお、実際の騒音苦情では、ベアリングやファンベルトの不具合によるものも多く、その場合は修理や交換で解決できます。

(3)悪臭防止法に定める特定悪臭物質を排出する事業場

悪臭苦情の中で最も典型的なものは、メチルメルカプタンやトリメチルアミン等の特定悪臭物質を排出する魚腸骨処理場や水産食料品製造工場です。酸・アルカリ・次亜・オゾン等を組み合わせた薬品洗浄脱臭、燃焼脱臭などの対策を行います。しかしながら、このような多額の費用を要する対策を行っても、原料臭の濃度が高ければ敷地境界における濃度が規制基準を超過する場合がありますし、原料の搬入時や工場の開口部からの漏洩の事例もあります。

こうしたことから、高価な脱臭装置を設置している場合でも、原料の適切な搬入や保管、シャッターの開閉の徹底など通常の作業工程を改善することが重要であると考えます。

また排水を公共下水道に排出する場合に除害施設を設けている場合もありますが、流入負荷の著しい増加や、夏場や昼夜の温度差が大きい時期に、曝気槽におけるバルキングが発生し、規制基準を超過する硫化水素が検出される場合があります。こうした場合、バルキング抑制剤等の投与、余剰汚泥の引き抜き、返送汚泥の調整等を行います。ただし、事業者にとっては公共下水道に排出する排水の負荷を低減するための除害施設を設けているにもかかわらず、それが悪臭の発生源となる

だけに不満も多いため、丁寧な指導が重要です。



2 法令の規制基準が適用されない事業場等を対象とする場合 「鶴の港」と呼ばれた長崎港

(1)水質汚濁防止法に定める特定施設に該当しない排水処理施設又は500人槽以下の浄化槽

水質汚濁防止法も浄化槽法も適用されない排水処理施設は、排水基準の適用や保守点検の義務がないことから、適正な維持管理が行われていない場合があります、これが水質汚濁苦情となる場合があります。ブローラーの故障や汚泥の引き抜きがほとんど行われていない場合もあり、またグリストラップの定期的な清掃が実施されていない事例も多いのが実情です。

法の規制はありませんが、事業者に対し苦情の内容や被害を詳しく伝え、公共用水域の水質保全の意義を粘り強く説明し、維持管理の実施を指導することが重要と考えます。

また、500人槽以下の中規模の浄化槽の場合、流量調整槽がないことが多く、流入負荷の変動の影響を直接受けるため、ときにDO（溶存酸素量）の著しい低下、活性汚泥の解体等による水質の悪化や悪臭の発生、スカムの流出といった浄化槽に係る典型的な苦情となります。苦情発生時は、保守点検業者と綿密に連携を取りながら、管理者に対して適正な保守点検や清掃の実施を指導します。

(2)苦情者の主観的あるいは人間関係等に起因する場合

これは公害苦情処理担当者が現場対応で苦慮するものです。生活雑排水や雨水の流入に対する苦情、ほとんど感知されない臭気に対する苦情、かすかに聞こえる程度の騒音苦情、参照値を大きく下回る低周波音などがあります。苦情者の主観的あるいは人間関係等に起因する場合があります、指導が困難である旨を粘り強く教唆するしかありません。

3 最後に

いずれの苦情処理においても、苦情者の苦情の内容を十分に把握すること、なるべく早期に現地調査や立入検査及び測定を実施すること、事業者に対し費用や効果を十分に勘案した技術的な助言・指導を行うことが重要と考えます。いたずらに行政権力を振り回すことではなく、苦情者及び発生源者と粘り強く対話し、相互理解と円滑な解決につながるよう努力することが重要です。